

令和 7 年 6 月 3 日 (火)

(1) 子どもの被害防止について

子どもの交通事故防止や、スマホ・SNS による被害防止についてのお話がありました。

- ・小学生になると子どもだけで外出する機会が増えてくる。子どもは親の行動をよく見ている為、保護者の皆さまには今一度、交通マナーを意識した行動をお願いしたい。
- ・自転車走行時には、保護者の方もヘルメットの着用を推奨している（渋谷区による助成制度あり）。
- ・スマートフォンなどの利用にあたっては、フィルタリング機能を活用し、適切な制限を設けることが保護者に義務づけられている。
- ・子ども自身にもネットリテラシーを身につけることが求められる。

(2) 防災について

- ・災害時に備え、最低 3 日分の備蓄食糧を準備しておくことが望ましいとされている。
- ・家族との連絡手段や集合場所などについて、日頃から確認しておくことが大切。伝言ダイヤルの体験も可能。

(3) 交通安全講話

自転車の交通ルールについてお話がありました。

- ・自転車は原則として「車道の左側」を通行する。ただし、標識がある場合や、13 歳未満・70 歳以上・身体の不自由な方は歩道を通行することができる。
- ・自転車が交差点を右折する際は、二段階右折（まず直進し、交差点の向こう側で停止し、その後右向きに変えて進む）を行う必要がある。信号は、車道を通行しているときは車道用の信号、歩道を通行しているときは歩道用の信号に従う。
- ・子供を乗せる自転車には最大積載量が定められており、後部座席への同乗は「小学校入学前まで」が目安とされている。
- ・いざという時に慌てないよう、自身が加入している自転車保険の契約内容や保険会社、連絡先などをあらかじめ確認しておく。